

川西町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 川西町

事 業 名 : 公共下水道

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ～ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成元年度 (28年)	法 適 (全 部 適 用 ・ 一 部 適 用) 非 適 の 区 分	非適用
処 理 区 域 内 人 口 密 度	17.4人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	5処理区(川西, 新町, 駅前, 谷地, 矢ノ目北処理分区) ただし, 平成29年度より6処理区(松森, 桧, 菊田, 八幡, 大塚犬川, 沖処理分区)が公共下水道に変更となります。		
処 理 場 数	なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成27年度に汚水処理基本構想を策定し、農集地区の公共編入や下水道区域の削減を行い、これに準じたかたちで平成28年度に下水道法事業計画の変更を行い、事業の効率化を図っています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料：5m3まで・・・1,500円（税抜） 5m3超～10m3まで・・・1,700円（税抜） 超過使用料：10m3超・・・1m3につき180円（税抜）								
	業務用使用料はありません。								
	その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方								
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あたり : 税 込) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度		3,670	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あたり : 税 込) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度		3,715	円
	平成26年度		3,780	円		平成26年度		3,792	円
	平成27年度		3,780	円		平成27年度		3,842	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	平成28年度現在、下水道係がある地域整備課は15人となっています。
事 業 運 営 組 織	平成28年度現在、地域整備課15人のうち、建設管理グループ:8名、水道事業:4人、下水道事業:2人となっています。下水道係2名は、工務1人、業務1人となっています。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	管渠及びマンホールポンプの維持管理業務を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	維持管理業務の民間委託を継続します。 このため、指定管理者制度の導入は未検討です。
	ウ PPP・PFI	維持管理業務の民間委託を継続します。 このため、PPP、PFIの導入は未検討です。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	現在のところ未検討です。 今後、エネルギーの利用については、導入効果の検討などを行います。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	土地を有する下水道施設がないため、現在のところ未検討です。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

補足事項等ありません。

2. 経営の基本方針

人口減少による料金収入の減少及びこれまでの建設改良費に伴う公債費及び継続的にかかる維持管理費から厳しい経営状態が続くことが予想されます。限られた財政の中で適正な下水道事業経営が可能となるよう、財政基盤の強化のための収入源の拡大を図るとともに、国や企業債の資金を的確に調達をし、健全な経営を心掛けていきます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・投資の目標に関する事項

補助事業は平成33年度完了を目標年度としました。

・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

計画期間中の補助事業は、平成30年度から平成33年度まで公立置賜総合病院周辺の整備計画により管渠の面整備を行い、単独事業として公共ます設置工事等を実施するものとした。改築事業は、ストックマネジメントによる計画が策定された時点で再検証を行うものと考えています。

② 収支計画のうち財源についての説明

・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

人口減少により今後の使用料収入増加は困難ではありますが、今後も水洗化の促進図り、維持管理費の削減等に努め、近い将来での料金改定は回避したいと考えていますが、今後の事業投資に変化が生じる場合、財政収支を再検証し、使用料改定の必要性を判断していくものいたします。

・企業債に関する事項

補助事業における建設改良費の充当率分と資本費平準化債、流域下水道負担金分相当に対して計画しました。

・繰入金に関する事項

財政収支上、営業収入の不足により賄いきれない支出相当分に充当しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費に関する事項

現状維持で算定しました。

・需用費に関する事項

平成28年及び平成29年は見込み値、それ以降は平成29年度を固定値として推移しました。

・委託費に関する事項

現状の委託費より算定しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	平成39年以降に農業集落排水区域を下水道区域とする予定です。
投資の平準化に関する事項	将来的に公共下水道に接続する事業費が集中しないように段階的な実施計画を立案します。また、ストックマネジメントの導入により効率的な事業投資を行っていきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	人口減少による料金収入の減少が継続的に見込まれるため、維持管理費の削減及び料金改定の検討を定期的に行い、必要に応じて料金改定を行っていきます。
資産活用による収入増加の取組について	現段階では企業債の元利償還金が多額であり、一般会計繰入金に頼っている現状では資産活用の優先度が低い状況です。
その他の取組	国の補助事業や交付税措置など起債発行可能な財源確保を行っていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現時点では、これまでどおり、維持管理業務の民間委託を継続するが、必要に応じて、包括的民間委託導入検討などを行っていきます。
職員給与費に関する事項	計画期間中は下水道担当は必要最小限の2名で対応予定であるが、必要に応じて職員数の増減を検討していきます。
動力費に関する事項	動力費はポンプますの光熱費であるが、今後も増減が考えられないため、現況固定としました。
薬品費に関する事項	本事業では施設を有していないため、薬品費は発生しません。今後も新たな施設整備は予定されていません。
修繕費に関する事項	修繕計画を策定し、効率的な修繕工事の実施を行います。
委託費に関する事項	委託業務について、さらなる効率化・統合を図り、経費の削減を目指します。
その他の取組	今後、下水道整備(補助事業)を行う置賜病院周辺の水洗化促進を積極的に行い、下水道人口の拡大並びに財源の確保を目指します。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略は、数年ごとに見直しをかけ、効率的な事業となるように計画を立案します。また、大規模な改築事業等が発生した場合、将来の財政予測等を行うためのツールとしても活用を図っていきます。
---------------------	---

経営比較分析表

山形県 川西町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2	
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20㎡当たり家庭料金 (円)
-	該当数値なし	28.57	74.85	3,780

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
16,129	166.60	96.81
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
4,574	1.96	2,333.67

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
— 類似団体平均値 (平均値)
【】 平成27年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

接続率は年々増加してはいるが、人口減により料金収入にはなかなか反映しない現状である。
業務については、必要最小限の職員数2名で行っている。
未収金（下水道料金・受益者分担金）については、税務収納課と連携を密にし、滞納額の減少に努めている。
平成21年6月分より平均12.9%の料金改定を行い、料金水準は平均値を上回っているが、料金収入だけでは費用を賄うことができず、一般会計に頼らざるを得ない状況である。

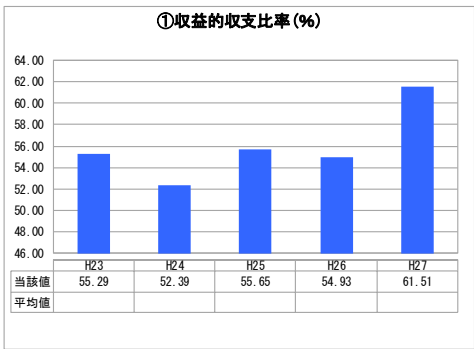
2. 老朽化の状況について

管渠については、建設から30年を経過したものもあるため、更新を検討する時期に来ている。
今後、老朽管延長がますます増加するため、更新を効果的・計画的に進めていく。

全体総括

厳しい経営状況であるため、下水道使用料の改定も視野に入れ、維持管理費の削減、接続世帯の更なる増加及び収納体制の強化による滞納額の減少に努め、下水道経営の安定化を図る。

1. 経営の健全性・効率性



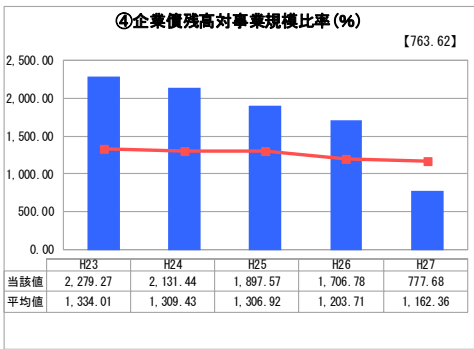
「単年度の収支」



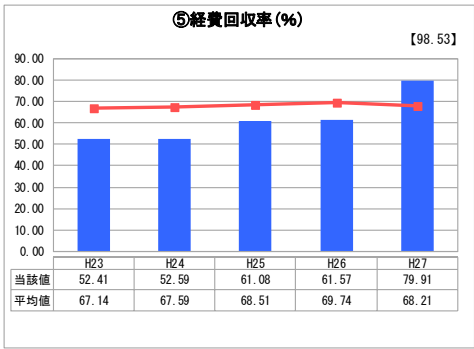
「累積欠損」



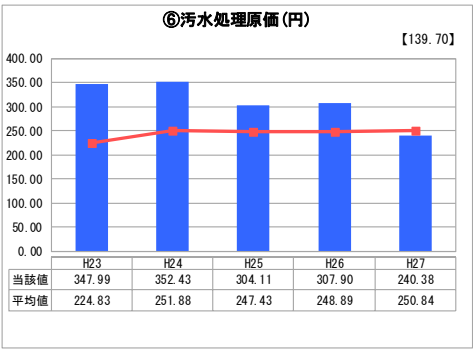
「支払能力」



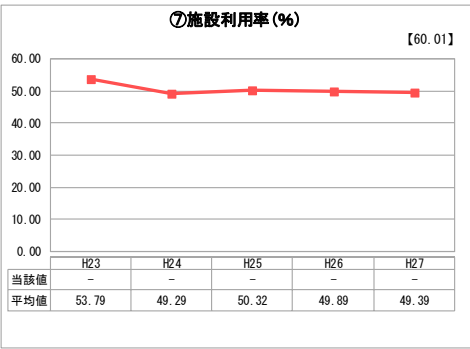
「債務残高」



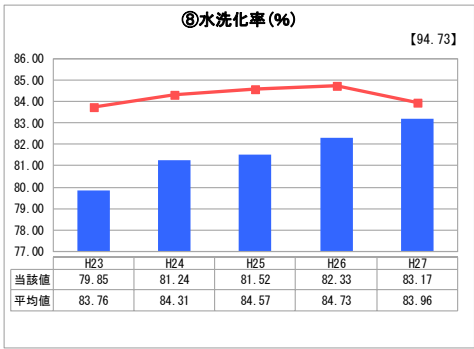
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

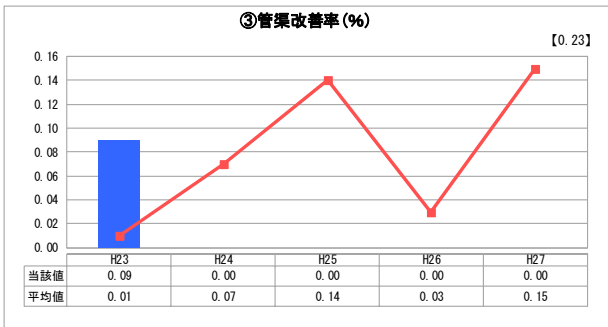
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

収 支 計 画

団体名 川西町
事業名 公共下水道事業

(単位:千円、%)

区 分		年 度	前々年度 (決 算)	前年度 決算 見込	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収 益 的 収 入 支 出	1 総 収 益 (A)	248,238	255,418	276,718	271,208	272,078	270,633	270,848	272,847	268,605	253,087	239,948	228,126	
		(1) 営 業 収 益 (B)	86,350	84,863	109,164	101,566	100,722	99,355	98,102	96,962	95,970	94,479	93,204	91,961
		ア 料 金 収 入	86,328	84,830	109,159	101,561	100,717	99,350	98,097	96,957	95,965	94,474	93,199	91,956
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	22	33	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		(2) 営 業 外 収 益	161,888	170,555	167,554	169,642	171,356	171,278	172,746	175,885	172,635	158,608	146,744	136,165
		ア 他 会 計 繰 入 金	161,825	170,549	167,548	169,636	171,350	171,272	172,740	175,879	172,629	158,602	146,738	136,159
		イ そ の 他	63	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
		2 総 費 用 (D)	135,596	130,440	145,064	142,090	135,932	130,887	126,279	121,797	117,085	112,496	108,562	102,298
	(1) 営 業 費 用		78,733	81,038	101,867	97,915	97,283	96,401	95,476	94,661	93,865	92,868	91,898	90,951
	ア 職 員 給 与 費		12,042	12,147	14,858	14,604	14,604	14,621	14,604	14,604	14,588	14,588	14,570	14,553
	うち 退 職 手 当		1,278	1,303	1,640	1,612	1,612	1,614	1,612	1,610	1,610	1,609	1,607	
	イ そ の 他		66,691	68,891	87,009	83,311	82,679	81,780	80,872	80,057	79,277	78,280	77,328	76,398
	(2) 営 業 外 費 用		56,863	49,402	43,197	44,175	38,649	34,486	30,803	27,136	23,220	19,628	16,664	11,347
	ア 支 払 利 息		56,863	49,402	43,197	44,175	38,649	34,486	30,803	27,136	23,220	19,628	16,664	11,347
	うち 一 時 借 入 金 利 息		29	84	105	104	103	102	100	99	98	97	95	94
	イ そ の 他													
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	112,642	124,978	131,654	129,118	136,146	139,746	144,569	151,050	151,520	140,591	131,386	125,828	
資 本 的 収 入 支 出	1 資 本 的 収 入 (F)	164,844	158,784	144,576	154,514	271,889	257,951	203,098	73,049	67,520	68,830	69,969	55,049	
		(1) 地 方 債	119,700	109,400	101,700	82,600	69,600	55,600	37,600	25,600	17,600	17,600	17,600	
		うち 資 本 費 平 準 化 債	112,000	100,000	83,000	65,000	52,000	38,000	20,000	8,000	0	0	0	0
		(2) 他 会 計 補 助 金	44,445	46,571	42,526	66,564	126,939	127,001	110,148	47,099	49,570	50,880	52,019	37,099
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	0	0	5,000	75,000	75,000	55,000	0	0	0	0	0
		(6) 工 事 負 担 金	699	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(7) そ の 他	0	2,813	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	
	2 資 本 的 支 出 (G)	278,872	283,154	276,320	283,632	408,035	397,697	347,667	224,099	219,040	209,421	201,355	180,877	
		(1) 建 設 改 良 費	10,916	20,382	23,999	31,842	171,842	171,842	21,842	21,842	21,842	21,842	21,842	
		うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	267,956	262,772	252,321	251,790	236,193	225,855	215,825	202,257	197,198	187,579	179,513	159,035
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 114,028	△ 124,370	△ 131,744	△ 129,118	△ 136,146	△ 139,746	△ 144,569	△ 151,050	△ 151,520	△ 140,591	△ 131,386	△ 125,828	
	収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		△ 1,386	608	△ 90	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)		0	0											
前年度からの繰越金 (L)		4,625	3,239	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前年度繰上充用金 (M)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		3,239	3,847	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
実 質 収 支 黒 字 (P)														
(N)-(O) 赤 字 (Q)														
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		62	65	70	69	73	76	79	84	85	84	83	87	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)														
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		86,350	84,863	109,164	101,566	100,722	99,355	98,102	96,962	95,970	94,479	93,204	91,961	
地 方 財 政 法 に よ る ((R)/(S)×100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行令第16条により算定した (T)														
健全化法施行規則第6条に規定する (U)														
健全化法施行令第17条により算定した (V)														
健全化法第22条により算定した ((T)/(V)×100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地 方 債 残 高 (X)		2,568,950	2,418,329	2,562,929	2,445,902	2,339,146	2,242,399	2,158,453	2,078,944	2,008,251	1,946,185	1,884,119	1,884,119	
○他会計繰入金														
区 分		年 度	前々年度 (決 算)	前年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収 益 的 収 支 分			161,825	170,549	167,548	169,636	171,350	171,272	172,740	175,879	172,629	158,602	146,738	136,159
	うち 基 準 内 繰 入 金		161,825	170,549	167,548	169,636	171,350	171,272	172,740	175,879	172,629	158,602	146,738	136,159
	うち 基 準 外 繰 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分			44,445	46,571	42,526	66,564	126,939	127,001	110,148	47,099	49,570	50,880	52,019	37,099
	うち 基 準 内 繰 入 金		21,706	23,996	25,115	20,823	17,032	17,316	17,600	17,913	15,298	15,136	15,420	15,710
	うち 基 準 外 繰 入 金		22,739	22,575	17,411	45,741	109,907	109,685	92,548	29,186	34,272	35,744	36,599	21,389
合 計			206,270	217,120	210,074	236,200	298,289	298,273	282,888	222,978	222,199	209,482	198,757	173,258